

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社M I C	代表者氏名	菱田 衣里子
主たる営業所の所在地	名古屋市中区上前津二丁目5番25号ナゴヤセンタータワー1102号		
	愛知県知事許可（般-28）第106250号	許可を受けている建設業の種類	機

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成30年11月30日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		

処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

- 1 停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業の全部
- 2 停止を命ずる期間
平成30年12月17日から平成30年12月23日までの7日間

処分の原因となった事実

株式会社M I C及び同社の元代表取締役が、平成30年9月25日に名古屋地方裁判所において、法人税法（昭和40年法律第34号）及び地方法人税法（平成26年法律第11号）違反により同社について罰金刑、同社元代表取締役について懲役刑の判決を受け、同年10月10日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項